お試しのつもりが定期購入!?
初回がお得なネット通販にご注意を!!

相談事例

通販サイトでダイエット食品が初回お試し価格500円で購入できるとの記載を見て注文し、商品が届いたのでコンビニで代金を支払った。ところがしばらくして2回目として4か月分の商品が届き、45,000円の請求を受けた。

業者に「2回目は注文していない」と申し出をしたら、「定期購入なので2回目4か月分までの購入が必須条件になっている」と説明を受けた。
一度だけ500円でのお試し購入だと思っていた。こんなに高額なら注文しなかった。2回目の商品はいらないので返品して、解約したい。

アドバイス

通信販売（インターネット、テレビ通販など）はクーリングオフの適用がなく、解約や返品は広告に記載された業者のルールに基づきます。

注文確定を押してしまう前に、必ず注文内容や購入条件を確認しましょう。

確認するポイント

① 1回限りの購入ですか？
「○ヶ月コース」「定期」「自動更新」などの表示があれば2回目以降も商品が届きます。

② 2回目からはいくらですか？
「初回」価格と「2回目以降」の価格は違います。

③ 解約の方法は？
1回限りで・簡単に・無料で解約できますか？

※上記①から③までは改正特定商取引法により、最終画面で明確に表示しなければいけません。令和4年6月1日以降、誤認させる表示により申し込みをした消費者は契約を取り消しできる可能性があります。
また、相談事例のほかに、「業者と電話がつながらず解約できない」などのトラブルも起きています。電話がつながらない場合はつながるまでかけることになりますが、念のためメールやファックスで解約の意思を伝えておきましょう。
業者に連絡が取れないからといって、一方的に返品すると新たなトラブルになり解決にはなりません。

困ったときは、まずご相談ください!

相談先
飯塚市消費生活センター（あいタウン2階 市民交流プラザ内）
〒820-0040
飯塚市吉原町6番1号
☎0948-22-0857

筑豊消費者の会　会員募集
消費者の会では、食の安全・エコライフ・悪質商法への対処など、身近な問題についての学習や啓発活動を行っています。
詳しくは消費生活センターにお尋ねください。

● お問合せ　まちづくり推進課（☎1434）